

平成 22 年度第 3 回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録（要旨）

I 開催日時 平成 22 年 11 月 30 日（火）午後 4 時～午後 5 時

II 開催場所 ニューみくら 305 会議室

III 議事日程

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議題

(1) 審議事項

・大規模小売店舗の届出に対する意見について

①イオンスーパーセンター真岡店の変更届出（真岡市）

(2) 報告事項

・大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

4 閉会

IV 出席者

〔委員〕 大森宣暁、小白井敏明、竹澤一郎、戸室康子、橋本康夫、古橋克夫、星法子、森本章倫、以上 8 名

〔事務局〕 経営支援課 荒川課長、厚木副主幹（商業活性化担当）、鈴木係長、國谷主査、鈴木主事

真岡市 産業環境部商工観光課 石塚係長、産業環境部環境課 坂田課長補佐、建設部建設課 伊豆課長補佐

V 議事の経過

午後4時、司会の厚木副主幹が開会を宣言し、本日の審議会は委員8人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告。

古橋会長から、議事録署名人として大森委員と星委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項①の「イオンスーパーセンター真岡店の変更届出」（真岡市）について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、会長、委員、事務局の間で以下のような質疑応答があった。

- 委員 : 本件の店舗の増床分に関する駐車台数の計算方法を教えてほしい。
- 事務局 : 増床分の面積を有する店舗が単独で出店する場合の計算方法を用いた。
- 委員 : 増床面積を含めた全体面積の必要駐車台数から既存面積の必要駐車台数を引いた差による計算方法の方が必要駐車台数の算定には好ましいと考えられる。
- 事務局 : 単独で出店する場合の計算方法では、1時間当たりの来台数を求める場合にはメリットもあるが、今後、このようなケースについては委員指摘のとおり対応したい。
- 委員 : 廃家電保管施設の保管容量は届出容量に含んでいるのか。
- 事務局 : 含んでいない。家電販売店の場合、一般的な廃棄物のほかテレビ等廃家電の保管が必要となる。届出に当たっては、廃家電の処理についても適切な処理を行うよう指導している。
- 委員 : 店舗前面の市道1400号線の道路構成はどうなっているのか。
- 事務局 : 付近は平面交差となっている。現在、真岡鐵道は踏切となっているが、将来の高架も視野に入れ、道路幅員は幅広となっている。
- 委員 : 併設施設について、店舗とは別に駐車場の確保を検討しなければならないのどのようなケースがあるのか。
- 事務局 : フィットネスクラブや映画館のように、店舗とは別の集客が考えられる施設については、各々に必要駐車台数を計算してもらっている。
- 委員 : 駐車場の自動車の出入口で予測する自動車走行騒音の夜間最大値についてはどのように考えているのか。
- 事務局 : 一般的に、自動車の出入口で予測する駐車場への入退店車両の走行騒音よりも、道路交通騒音の影響が大きいと思われる。しかしながら、静謐な環境に店舗が立地し、そのことにより道路交通騒音が従来より大きくなる可能性がある場合には、協議の段階から事業者に対して注意を促している。
- 委員 : 当該店舗前の市道1400号線はどのくらいの交通量があるのか。
- 事務局 : イオン前交差点の交通量を見ると、19時～20時における東方面への流出交通量は500台弱、西方面への流出交通量は400台弱である。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見なしとする」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題 2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から、他に何もなければ閉会にしたいとの発言があり、出席委員の同意を得た後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後 5 時に審議会は終了した。